

岩手県告示第778号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 宮古市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宮古都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（中心市街地地区）
- 3 事業地
 - （1）収用の部分 宮古市宮町一丁目、南町及び山口第一地割字和見の各一部
 - （2）使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年11月11日から平成29年3月31日まで